

座間市産後ケア事業委託事業者募集要項

1 業務名称

座間市産後ケア事業業務委託

2 概要

育児等に不安を抱えている出産直後の者の不安を解消し、もって心身を安定させることを目的として産後ケア事業を実施するにあたり、本市の定める次の要件に該当する事業者を募集する。

3 業務の仕様

「座間市産後ケア事業業務委託仕様書」のとおり

4 募集期間

随時

5 履行期間

契約締結日～当該年度の末日

6 募集要件

- (1) 座間市内又は座間市近接市町村内において事業を実施する施設であること。
- (2) 宿泊型及び通所型においては、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及び助産所又は居室、カウンセリングを行う部屋、乳児を保育する部屋その他事業の実施に必要な設備を有すること。
- (3) 宿泊型及び通所型においては、助産師、保健師又は看護師を常に1名以上配置すること。
- (4) 宿泊型を行う場合は、24時間体制で人員の配置を行うこと。ただし、人員については、事業の専任であることを要しない。
- (5) 訪問型を行う場合は助産師、保健師又は看護師が実施すること。ただし、利用者の相談内容によって、保育士、管理栄養士、心理に関して知識のある者等が同行して実施することは差し支えない。
- (6) 利用者の急変時に備えた体制を整備すること。
- (7) 本市及び利用者と適切な連絡体制が確保できること。
- (8) 本事業と同様若しくは類似する事業を実施した実績があること又は産後ケア事業を実施できる体制が整っていると認められる事業者であること。

- (9) 座間市暴力団排除条例（平成２３年座間市条例第２４号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (10) 神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反しないこと。

7 委託料

委託料は、別表１に定める委託料から、別表２に定める利用者の属する世帯区分及び子の人数に応じた利用者負担金を控除した額とする。

8 応募方法

本事業に応募する者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 座間市産後ケア事業実施事業者応募届（様式第１号）
- (2) 誓約書（様式第２号）

9 審査方法

提出書類、事業実績の調査及び事業実施予定施設の実地調査により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。

なお、審査の過程で疑義が生じた場合は、応募者は聞き取りによる調査又は書類の追加提出に応じなければならない。

10 審査結果等

審査の結果は郵送又は電話にて通知する。

1.1 委託契約の締結

審査に合格した事業者は、速やかに委託契約を締結するとともに、座間市産後ケア実施事業として登録リストに掲載するものとする。

1.2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

なお、契約締結後に次のいずれかに該当した場合は、契約解除を行う。

- (1) 募集要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 応募に際して不正行為があった場合

1 3 事業実施内容の変更

契約期間内に本市に提出した申請書類の内容に変更が生じる場合、座間市産後ケア事業実施内容変更確認書（様式3）を速やかに提出すること。実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

1 4 次年度の契約について

契約の更新にあたっては、座間市産後ケア事業委託事業者更新確認書（様式4）を提出すること。

当該年度終了時点における本事業の実施状況、現況確認及び次年度予算の状況等を踏まえ、次年度以降の契約更新について協議し、問題ないと認められる場合は継続して契約することができる。

1 5 その他

- (1) 提出書類は、審査結果にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類の作成等応募に要する費用は、全て応募者の負担とする

別表 1 委託料

利用種別	料金
宿泊型	1 日につき 2 5, 0 0 0 円 (1 2, 5 0 0 円)
通所型	1 回につき 1 8, 0 0 0 円 (9, 0 0 0 円)
訪問型	1 回につき 1 2, 0 0 0 円

※子が 2 人以上の場合、2 人目以降 1 人につき括弧内の金額を加算した額を委託料とする。

別表 2 利用者負担金

利用種別	世帯区分	料金
宿泊型	生活保護世帯等及び中国残留邦人等	0 円
	当該年度の市町村民税の非課税世帯	1 日につき 2, 5 0 0 円 (1, 2 5 0 円)
	それ以外の世帯	1 日につき 5, 0 0 0 円 (2, 5 0 0 円)
通所型	生活保護世帯等及び中国残留邦人等	0 円
	当該年度の市町村民税の非課税世帯	1 日につき 7 5 0 円(3 7 0 円)
	それ以外の世帯	1 日につき 1, 5 0 0 円(7 5 0 円)
訪問型	生活保護世帯等及び中国残留邦人等	0 円
	当該年度の市町村民税の非課税世帯	1 日につき 7 5 0 円
	それ以外の世帯	1 日につき 1, 5 0 0 円

※子が 2 人以上の場合、2 人目以降 1 人につき括弧内の金額を加算した額を利用者負担金とする。